OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	フランス法における遺産の管理（一）
Author(s)	宮本, 誠子
Citation	阪大法学. 2006, 56(4), p. 125-149
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54990
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

フランス法における遺産の管理（一）

宮本誠子

序
一　可分債権の管理
　Ⅰ　可分債権と遺産共有
　Ⅱ　可分債権と遺産分割（以上、本号）
二　果実の管理
　Ⅰ　果実と遺産共有
　Ⅱ　果実と遺産分割
結　び

序

遺産[1]は、相続人が複数いる場合、共同相続人間での共有になる（民八九八条）。この共有（以下、物権法上の共有と区別して「遺産共有」という[2]）を、わが国の判例は「物権法上の共有（民二四九条以下）と異なるところがない」と解している[3]。しかし、遺産を構成する財産は、物権法上の共有物分割（民二五六条）ではなく、遺産分割に

よって各相続人に分配される。遺産分割は、法の下の平等（憲一四条一項）や相続についての平等の原則（憲二四条二項）を基礎に置き、あらゆる事情を考慮してなす（民九〇六条）べきだとされている。

遺産は、通常、性質の異なる複数の財産によって構成される。それゆえ、各財産を各相続人に分配する遺産分割は複雑な手続きになり、相続開始後遺産分割までには時間を要し、遺産共有は長引くことが多い。その間相続人は財産を維持しなければならず[4]、遺産の構成要素が変動することもしばしばある。しかし、遺産共有中の財産について、わが国の民法には一般規定がなく[5]、物権法上の共有の規定を適用せざるを得ない。物権法上の共有の規定は、遺産全体を把握することに対応しておらず、共同相続人間の権利義務関係の調整に向いていない[6]。わが国の遺産分割実務は、このような事情の下で、遺産分割を処理しなければならないという難題を抱えていると言える。

遺産分割実務が苦心していることの一つに可分債権の扱いが挙げられる。遺産のうち可分債権について、わが国の最高裁は、「法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」との考えを確立させている[7]。遺産共有が物権法上の共有であるという判例の立場からは、可分債権は共同相続人間で準共有（民二六四条）されるかに見えるが、多数当事者の債権関係に関する規定（民四二七条以下）が特則をなしているゆえ、当然に分割されるのだと理解されている[8]。判例の考え方によると、可分債権は相続開始時に各相続人に分割帰属し、遺産分割の対象とならないのではないかが問題とされ、学説の中には、債権の当然分割が債務者との関係に限られると解するものもあった[9]。しかし、最高裁は最近になって、可分債権が「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではない」と判示し[10]、分割単独債権が各相続人に確定的に帰属することを前提に、相続人間の関係及び債務者との関係を処理する立場を明らかにした[11]。さらに最高裁は、可分債権が遺産から生じた果実である場合についても、「各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権と

して確定的に取得する」と判示した[12]。このような最高裁の立場によると、可分債権は被相続人が有していた債権であるか相続開始後遺産から生じた債権であるかを問わず、遺産分割の対象とならないことになる[13]。被相続人の可分債権は相続の対象であるのに、遺産分割の対象とならず、また、果実としての可分債権も「遺産とは別個の財産[14]」とされただけで、どのような財産であるのか明らかにされないまま、当然分割の規定が適用されている。このような最高裁の考え方は、個々の財産の問題を解決するには簡便であるが、遺産全体を相続人間の平等に配慮しながら分割するという観点からは、遺産分割実務が一層複雑・困難になるだろう[15]。

翻って、わが国の民法の母法であるフランス法でも、相続人が複数いる場合、遺産は遺産分割時まで共同相続人間の共有になり、遺産は遺産分割によって各相続人に分配され、遺産分割の効果は相続開始時に遡及する。可分債権の当然分割に関する規定も存し、わが国と類似の制度が採用されている。しかし、わが国と異なる点がある。遺産共有の考え方である。

フランスには、遺産共有の考え方を確立してきた歴史がある。まず、一八〇四年民法典には共有を規律する規定が存しなかった[16]。立法者は、遺産分割は相続開始後すぐなされるべきであり、共有という例外的状況を規定する必要はないと考えていた。しかし、「実際には、親の一方が死亡しても他方の親が死亡するまで子らは遺産共有を維持することが多く、共同相続人間での遺産共有は、立法者の想定に反し、しばしば長引いた。共同相続人の中に未成年者がいる場合にも裁判上で分割をなす際の費用や不都合性を鑑みて、遺産分割はその子が成人するのを待ってなされることが多かった[17]。」さらに、「経済の発展に伴い、また、判例が条文を解釈するようになったこともあり[18]、遺産共有の状態にある財産の数や量が一八〇四年民法典制定当時よりも増加した[19]。」このような状況の下、フランスでは一九世紀後半に、判例及び学説が共有理論を形成した[20]。遺産共有には《indivision》という概念が用いられ、

物権法上の共有の《copropriété》と区別された。《copropriété》は「一個又は複数個の特定物を複数人に集合的に帰属させる物権」で「意思による状態」であるのに対し、《indivision》は、「法的包括性を有する積極財産の集まり」で「与えられた状態」を指すとされている[21]。遺産共有は複数の財産を包括的に共有する状態であり、このような理論は、二十世紀の修正を経て、判例理論として確立し[22]、共有の規律に関する一九七六年一二月三一日の法律[23]（以下「一九七六年の法律」という）により立法化された[24]。一九七六年の法律では、遺産共有は継続することが前提とされ、遺産共有中の遺産の管理が規律された。

そこで、本稿は、わが国と類似の制度を持ちつつ、遺産共有の概念を確立させてきたフランス法を研究対象とし、わが国では遺産分割の対象とならないかのように扱われている被相続人の可分債権及び果実である可分債権について、フランス法がどのように考えているのか、遺産共有や遺産管理を規律していることにどのような意味があるのかを明らかにすることを目的とする。まず、被相続人の可分債権[25]が当然分割されることの意味を明らかにし（一、Ⅰ）、遺産共有中の債権の回収と遺産分割との関係を分析する（一、Ⅱ）。次に、遺産から生じた債権については、果実[26]が遺産に含まれるのか遺産とは別の財産であるのかを明らかにした上で、果実である可分債権が遺産共有中どのように扱われるのかを検討し（二、Ⅰ）、遺産共有中になされた果実の収受と遺産分割との関係を分析する（二、Ⅱ）。

検討及び分析にあたっては、主に、共有理論を形成してきた判例、及び、共有を規律した一九七六年の法律の考え方を扱う。その上で、最近成立した相続及び恵与（libéralités）[27]の改正を定める二〇〇六年六月二三日の法律[28]（以下「二〇〇六年の法律」という）にも触れる。二〇〇六年の法律は、相続の規律にさらに自由を与え、遺産の管理を容易にし、相続を迅速かつ単純にすることを目的としている[29]。とりわけ、遺産分割については「遺産分割手

続きを円滑にし、可能な限り裁判上の遺産分割を請求することが避けられるよう、大きな改正」がなされた[30]。そこで、二〇〇六年の法律が、遺産共有中になされた可分債権の回収や果実の収受と、遺産分割との関係をどのように扱っているのかも分析の対象とする。

一　可分債権の管理

Ⅰ　可分債権と遺産共有

フランス民法典には、可分債権について、当然分割に関する条文と遺産分割に関する条文とがあり、矛盾するとの指摘がなされた（1）。この矛盾を破毀院がどのように解決したのかを示し（2）、債権の当然分割の意味や、当然分割と遺産共有中の債権の管理との関係を明らかにする（3）。

（1）民法典の規定

フランス民法典一二二〇条[31]は、「可分の債権債務関係は、債権者と債務者との間においては、不可分であるように履行されなければならない[32]。その可分性は、債権者及び債務者の相続人に対してのみ適用され、債権者の相続人は、債権者を代表する者として取得する部分についてでなければ債務を請求することはできず、また、債務者の相続人は、債務者を代表する者として義務を負う部分についてでなければ支払う義務を負わない」と定めている。本条により、被相続人の可分債権は共同相続人間で当然に分割される[33]。それゆえ、分割された債権は相続開始時に各相続人に確定的に帰属するかのように見える。

しかし、八三二条二項[34]は「各割当分（lot）は、土地・建物の細分及び経営の分割を避けることができる範囲で、可能な限り、全部又は一部について、同等の価値の、動産又は不動産、権利又は債権によって構成しなければならない」と定めている。割当分とは「遺産分割の結果、相続人に帰属する財産の総体[35]」であり、債権も遺産分割の対象になる。

一二二〇条は債権を遺産分割の対象としないかのようであるのに、八三二条は遺産分割の対象となるとしており、矛盾している。八三二条を優先すると、債権も遺産分割の対象になるので、遺産分割時に債権を相続人の一人に取得させることは遺産分割の手続きであり、当該相続人が当該債権を被相続人から直接承継したと考えられ、遺産分割の遡及効（八八三条[36]）と合致するのに対し、もし一二二〇条を優先すると、債権は相続開始時に各相続人に分割帰属するので、たとえ遺産分割時に債権を相続人の一人に取得させたとしても、それは遺産分割によるものではなく、一二二〇条により債権の一部を取得していた各相続人からその相続人への債権譲渡によるものであるが、当該相続人はあくまでも遺産分割時から当該債権を取得したのであり、遺産分割の遡及効と相容れない。このように、一二二〇条と八三二条の矛盾は、一二二〇条と遡及効の規定である八八三条との矛盾としても表面化する[37]。

（2）判例の解決方法

一二二〇条と八三二条、一二二〇条と八八三条の矛盾について、フランスの学説や判例は、主に一二二〇条と八八三条の矛盾を解消するための解釈を試みた。学説[38]には、①一二二〇条のみが適用され、債権は相続開始時に当然かつ確定的に相続分に応じて相続人に分割されるとの説[39]、②一二二〇条は相続人・債務者間で、遺産共有中の債務の弁済方法を暫定的に決めたものにすぎず、相続人間の関係では一二二〇条は排除されるという説[40]、③一二二〇条

は遺産共有中に適用され、遺産共有中であれば各相続人は債権の持分相当額につき完全な権利を取得できるが、遺産分割時には八八三条が適用されるとの説[41]があり、判例も一九世紀には③説を採用していた[42]。しかし、破毀院はその後、遺産共有中の債権譲渡に関して、その譲渡人が遺産分割の結果、当該債権を取得するとは限らず、他の相続人の不利益になるおそれがあるため、各相続人は債権譲渡を慎むべきと考え[43]、一九〇七年には遺産である不動産の競落代金債権について[44]、一九〇八年には各相続人に分割されていた債権に対して相続人の債権者が差押えをなした事案について[45]、一九〇九年には被相続人の可分債権について、一二一〇条と八八三条の解釈が示されるに至った。ここでは遺産に含まれる可分債権についての判決、すなわち破毀院審理部一九〇九年一月一三日判決[46]をみることで、破毀院がどのような立場を採ったのかを明らかにする。

なお、本判決は、解消後の夫婦共通財産に関する事案である。婚姻中の夫婦の財産について、フランスでは原則として夫婦財産共通制が適用されている（一四〇〇条）。この夫婦共通財産は裁判上の別居[47]や離婚、一方配偶者の死亡等により解消し（一四四一条）、各配偶者に分配される。解消から分割までの間は遺産共有と同様の共有状態になり、分割には相続の規定が適用されている（一四七六条[48]）。そして、可分債権の相続に関する一二一〇条も準用されると解されている[49]。分割の効力は、裁判上の別居や離婚の請求時又は一方配偶者の死亡時に遡る。それゆえ、夫婦共通財産での考え方は、遺産共有にある財産の考え方に通じ、本判決の立場も遺産共有中の債権に対する考え方とされている。

【事実の概要】　夫Aと妻Bとの共通財産は、Bの死亡により解消されたが、清算[50]・分割はなされていなかった。Bは自己の財産全部をCに遺贈していたので、この共通財産は、AとCで共有するところとなっていた。共通財産

には、一六の債権（シャンベリー市に対する公債、各五〇〇フラン）が含まれていた。Aはこのうち八の債権（計四〇〇〇フラン）をXに譲渡する旨を約した。それは、AがXに対して有していた四〇〇〇フランの債務を消滅させるためであった。しかし、債権譲渡がなされないまま、Aは死亡した。共通財産の清算・分割にあたり、Xは債権譲渡の履行を請求した。

【判旨】「権利及び衡平に関する一般規定は、八二九条、八八三条、一四七四条、一八七二条に定められており(51)、共通財産体の一部に対する権利主張者全てに適用され、分配されるべき全ての積極財産に分割の一般規定が適用されるまでに、権利主張者がこの財産体の一部である財産を終局的かつ決定的に他人に処分することを望んでいない。とりわけ、共通財産が解消された場合における各配偶者の権利は、清算によってこれらの権利を含む割当てがなされていない限り、不確定のままである。

このことから、共通財産の積極財産を構成する債権についても、（処分については、）一二二〇条の適用は排除され、一二二〇条は、共通財産の解消という不慮のできごとによってのみ配偶者間で当然に分割され、各配偶者は共通財産解消時から債権の半分につき譲渡できない権利を取得するという意味になる。もし一二二〇条を適用するならば、八八三条と同様、八三二条及び一四七四条とも矛盾するだろう。

以上のことから、分割対象となるべき財産体の一部をなす債権を共有者の一人が譲渡した場合、この譲受人は、財産を分割した結果、当該債権が当該譲渡人に割り当てられない限り、その債権について権利を主張することはできない。」

本件は、共有中に、共有者の一人が債権の持分相当額を譲渡する旨を約したが、債権を引き渡さないまま死亡し

たので、譲受人が債権の引渡を請求したものである。一二二〇条は各共有者が持分の限度であれば債務の弁済請求ができると定めているが、仮に各相続人が債権の持分相当額を確定的に取得したゆえに弁済請求できると考えるのであれば、債権の持分相当額を自由に処分することも認められることになるはずである。

しかし、本判決はまず、八二九条、八八三条、一四七四条、一八七二条が共有状態にある財産の処分を望んでいないとし、債権も例外ではなく、債権の処分には一二二〇条が適用されないとしている。そして、その理由は、財産全体の分割がなされないかぎり、財産の帰属は不確定だからだという。一二二〇条が共有者に付与するのは「譲渡できない権利」であり、それゆえ、仮に債権が譲渡されたとしても、債権が譲渡人に確定的に帰属した場合でなければ、譲受人はその権利を主張することができないと結論付けている。

本判決に関して、多くの立法に携わったナケ（E. Naquet）[52]は次のように述べている。[53]八三二条が適用される限り、「債権をある相続人の割当分に置くことで、この債権について他の相続人が有していた権利は消滅する」ことになり、この点が一二二〇条を考える上で最も重要である。「債権が一方相続人の割当分に置かれたなら、他方相続人はこの債権についてもはや権利を持たない」ので、他方相続人が遺産共有中に債権の持分相当額を第三者に譲渡していたとしても、譲受人は他方相続人から権利を承継できないことになり、それゆえ、「債権につき弁済請求をなすことと債権を譲渡することは異なる」。一二二〇条の解釈に関しては、「一二二〇条の文言で示されている限り」であり、持分相当額の弁済請求ができるとの文言は弁済請求しかできないという意味である。それゆえ、一二二〇条の適用を制限する本判決の判断は妥当である。

また、二〇世紀初めの民法学者カピタン（H. Capitant）も、一二二〇条と八三二条の関係について、「実務と裁判所は八三二条を優先し、債権分割の原則を最低限に縮小して」おり、一二二〇条は「各相続人の債務者に対する

追及権のみを対象としている」という。[54] さらに、「共同相続人間の関係については八三一条及び八八三条のみが規定しており、その結果、遺産共有中に、共同相続人の一人が債権の一部を譲渡」しても、「このような行為は遺産分割の遡及効によって消滅するから」遺産分割によって債権を割り当てられた相続人に対しては何の効力も生じないと述べ、本判決を引用している。[55]

このような、一二二〇条を遺産共有中の弁済請求のみの適用に限定する考え方は、今日では判例上確立するに至っている。[56]

（3）債権に対する管理行為

破毀院一九〇九年判決により、一二二〇条が、遺産共有中各相続人に債権の相続分相当額につき弁済請求をなし得る権限を付与した規定であることが分かった。

最近の学説はこの考えを支持しており、次のように説明されている。[57] 一二二〇条の目的は、相続人の債権回収と債務者の弁済を容易にすることにある。債権も遺産分割までは遺産共有の状態にあるから、本来であれば、共有財産の管理を規律する規定、すなわち、管理行為には原則として共同相続人全員の同意を要するという規定（八一五条の三第一項[58]）に従うことになる。しかし、債権回収に全員の同意を要求すると、相続人の一人が怠惰で同意をなさないというだけで債権回収が滞るおそれがある。また、債務者にとっても、相続人側に全員の同意がなければ他の相続人から重ねて請求を受ける可能性が残り、二重払いの危険を避けるためには、弁済にあたって相続人側に全員の同意があることを確認しなければならない。このような不便性を回避するため、「一二二〇条は、各相続人に債権の相続分につき単独で管理する権限を付与し、債権の管理を共同相続人全員の同意の原則から免れさせてい

る」と理解されている。[59] 一二二〇条は、債権回収はできるだけ早期になすべきという要請に応えた、管理行為の特別の規定だと位置づけることができる。

一二二〇条により、各相続人は、債権のうち自己の相続分に応じた額の弁済請求をなすことができる。このことは、各相続人が、自己の相続分を超えた額については弁済請求できないことも意味している。[60] ただし、一二二〇条は債権の管理行為について全員同意の原則の適用を排除する趣旨である。管理行為の規定には、全員同意の原則以外について定める規定もあり、このような規定の適用までも排除する趣旨ではない。管理行為に関しては、全員同意の原則の他、①相続人全員の委任により相続人の一人が管理行為をなすことも可能である（八一五条の三第一項）、②共同相続人の一人が管理にあたり、他の相続人がそれを知りつつ異議申立をなさない場合には黙示の委任があったとされる（八一五条の三第一項）、③相続人の一人が意思を表明できない場合には、他の者が裁判所からの授権によりその者を代理することが可能である（八一五条の四第一項）、④③の場合に裁判所の授権がなくても、その代理行為は事務管理とされ得る（八一五条の四第二項）、⑤ある相続人が同意をなさず、それゆえ共通の利益が危険にさらされる場合には、その者の同意を必要とする行為を単独でなすことや、裁判所に許可してもらうことも可能である（八一五条の五第一項）との規定があり、[61] 全員の同意が擬制されるような場合にも管理行為が有効となることが認められている。このような規定に従う限りは、相続人の一人が債権回収にあたることが認められることになる。とりわけ、債務者の資力状態が悪化し、債権回収に緊急性がある場合には、相続人の一人による単独での債権の管理が重要になるであろう。

Ⅱ　可分債権と遺産分割

Ⅰにより、可分債権の管理権限が各相続人に相続分に応じて分割されることが分かった。可分債権はなお遺産を構成する財産で、遺産分割の対象になる。遺産分割では、債権を特定の相続人に割り当てることができる。Ⅱでは、遺産共有中に支払いを受けた相続人と、遺産分割で債権を割り当てられる相続人の間でどのような調整がなされるのかを明らかにした上で（1、2）、二〇〇六年の法律でこの点がより明確にされたことを紹介する（3）。なお、遺産共有中になされた弁済の効力が、遺産分割の遡及効により消滅するのではないかがまず問題となる。しかし、フランスの遡及効は遺産共有中になされる「ある相続人の行為から他の相続人を保護する場面でのみ適用される」[62]ので、遺産共有中の管理の規定に従う行為には遡及効が及ばないとされている。一二二〇条に基づく債権回収も同様である。[63]

（1）債務の持戻し

各相続人は遺産共有中相続分に応じて債権回収をおこなう権限を持ち、支払いを受けることができる。しかし、各相続人が債権に対する完全な権利を持っているわけではなく、債権は遺産分割の対象となるので、相続人が債権回収により受領した金銭も、各相続人の手元にあるとはいえども、その相続人のものではない。

各相続人が遺産共有中に受領した金銭は、あくまでも遺産を構成する財産の一部である。遺産分割の際にはまず、遺産分割の対象となる財産が形成されるが、フランス法では、相続人が遺産を構成する財産を持っている場合、その財産を遺産に返還しなければならないと考える。[64]そして、このことを八一九条が「各共同相続人は……その者が

負っている金銭を財産体に持ち戻す」と定めていた。[65] 講学上「債務の持戻し（rapport des dettes）」と呼ばれる。

債務の持戻しは元来、相続人の被相続人に対する債務のみを対象としていた。[66] 債権者である被相続人が死亡すると、債権者は、債務者たる相続人を含めた共同相続人全員になる。債務者でもある相続人Aと、他の相続人Bが債権者になったとしよう。Aがこの債務をA・Bに対して弁済すると、Aの持分については相殺され、Bの持分のみをBに支払うことになり、Aが無資力の場合、Aの持分については相殺されるのに、BはAの他の債権者と競合し、十分な弁済を得られないことになる。しかし、Aが債務を持ち戻すならば、債権が遺産に組み込まれ、その合計がAとBに分配されることになる。たとえAが無資力になり、Aが債務を持ち戻せないとしても、それを負担するのはA・Bともである。弁済ではなく、持戻しをおこなうことで、相続人間の平等を図ることができる。実質的にはBはAの他の債権者に優先して弁済を受けることができる。

弁済するのではなく持ち戻すことで他の相続人に優先弁済を受けさせ、相続人間の平等を図り得るのは、相続人の遺産に対する債務についても同様である。それゆえ、判例は、例えば、「ある相続人が遺産の管理を怠り、損害を生ぜしめた場合について、この相続人の遺産に対する損害賠償債務は、遺産分割時に持ち戻されるべきだ」としている。[67] 相続人の遺産に対する債務は「遺産共有中には弁済請求を受けず、遺産分割手続きが終了するまでに消滅時効にかかることもなく、持戻しという遺産分割手続きの対象とすべきだ」としている。[68]

そして、遺産を構成している可分債権についても、一二二〇条に基づき「遺産分割前に債務者から債権の自己の相続分につき弁済を受けた共同相続人は」、「他の共同相続人を害して遺産における価値を処分することはできず」、「弁済を受けたことを現物での持戻し又は差引きの方法によって（他の共同相続人に）報告しなければならず」、このことは一、で述べた破毀院一九〇九年判決から理論的に導かれるとされている。[69]

（2）持戻しの方法

遺産共有中に各相続人が受領した金銭は、遺産分割時に持戻しの対象となることがわかった。次にその持戻しがどのようになされるのかが問題となる。フランス民法典は債務のみならず贈与も持戻しの対象としており[70]、贈与の持戻しについては、贈与された金銭で別の財産を獲得した場合、持戻しの額は獲得した財産の遺産分割時の価値で評価される（八六九条）が、債務の持戻しについても同様に考えられるのかが問題となる。それゆえ、次に、債務の持戻しに八六九条が適用されるかを明らかにした破毀院第一民事部一九九四年六月二九日判決[71]を題材に、債務の持戻しの方法を明らかにする。

【事案の概要】　父Aと母Bの間には、子Cと子Xがいた。Cは土地を購入するにあたり、その代金の一部をAに振り出された小切手で支払った。その後、AとBは死亡。その数十年後にCも死亡した。Cの相続人は認知した自然子[72]Yのみである。XはYに対して、AB間の夫婦共通財産及び各相続財産の清算及び分割をなすこと、父に振り出された小切手の代金を相続財産体に持ち戻すことを請求した。

【判旨】　「八六九条は専ら贈与の持戻しに関する規定であり、八二九条に定められた債務の持戻しには適用されない。八二九条は弁済の手段でしかない。ただし、（持戻しの）債務者たる共同相続人はなお、債務の弁済ではなく、差引きによる持戻しすなわち相続分への充当（imputation）による持戻しをなす義務を負う。」

本件は、相続人である子が被相続人である父に対して負っている金銭債務を持ち戻す事案である。本件は二つのことを示している[73]。まず、贈与の持戻しに適用される、持ち戻すべき金銭を利用した場合にはその価値を遺産分割

時に再評価するとの規定（八六九条）が、債務の持戻しには適用されないという。相続人は被相続人又は遺産に対して負う債務の金額そのものを持ち戻せばよいことになる。次に、その持戻しの方法は「差引きによる持戻し」のうち相続分への「充当」の方法によりなされるという。充当とは、持ち戻すべき財産の価値を、持戻し義務を負った相続人の割当分に充てることをいう。(74) 持ち戻すべき財産の価値をいったん財産体に戻し、遺産分割による財産の分配で、その全てを当該相続人に取得させるという過程を、簡単にしていると言える。

本判決から、ある相続人が遺産共有中に可分債権の相続分相当額を弁済請求し、債務者から金銭を受領した場合、その金銭の額が、遺産分割時に持ち戻されなければならないが、持戻しは充当の方法によってなされるので、実際には、相続分に充てられ、自分のものとなることがわかる。実際には、遺産共有中に金銭を受領した相続人はその金銭を自由に利用することができることになる。

（3）二〇〇六年の法律による改正

二〇〇六年の法律では、可分債権について、まず、新八二五条が「分割対象となる財産体は、相続開始時に存した財産、又は、その財産に属する果実と同様に、その財産に物上代位した財産及び被相続人の死亡を理由に処分されなかった財産を含む」と規定している。本条により遺産分割の対象となる財産体には、①相続開始時に存した財産又はその代償財産、②①の財産から生じた果実、③持戻し又は滅殺による価値、④被相続人又は共有財産に対する相続人の債務が含まれる。可分債権については、判例が一二二〇条と八八三条を両立させていることを前提に、遺産共有中にその弁済が「受領されていない場合には債権として、相続人が受領した場合にはその相続人に対する債権として、財産体に含まれる」と説明されている。(75) ここから、可分債権が遺産共有中に回収されたかどうかを問

わず、遺産分割の対象となることがわかる。また、遺産共有中に相続人が債権の回収にあたった場合について、改正前は、相続人の遺産に対する債務として持戻しの対象とされていたが、二〇〇六年の法律では、遺産の相続人に対する債権と捉え直され、その債権が遺産分割の対象になるとされていることもわかる。

また、債務の持戻しも理解しやすい条文に改正された。すなわち、これまでは八二九条で贈与の持戻しと並列的に規定されていた[76]が、「債務の持戻しと贈与の持戻しは大きく異なり、贈与の持戻しは遺産分割の対象となる財産体を形成する遺産分割前の手続きであるが、債務の持戻しは、遺産に含まれる債権を持戻し債務者に割り当てることであり、遺産分割手続きに他ならない」ので[77]、新八六四条では「遺産分割の対象となる財産体に、共有分割者の一人に対する債権が含まれる場合、期限が到来しているか否かにかかわらず、この共有分割者は遺産分割において、財産体に含まれるその権利の限度で、当該債権を割り当てられる」とされている。相続人が遺産に債務を負っている場合、遺産には相続人に対する債権があることになる。そのような債権を遺産分割手続きの中で当該相続人に割り当てるという処理をおこなうことになる。改正前は相続人の遺産に対する債務として捉えていたところを、遺産の相続人に対する債権と捉えるように視点を変えたところは、新八二五条と同様である。

以上のことから、可分債権の相続は次のようになされることになる。可分債権は遺産共有中その管理権限が各相続人に分割される。各相続人は相続分に応じて自由に弁済請求することができる。また、管理の規定にしたがう限り、相続人の一人が債権全額の回収にあたることも可能である。遺産共有中に債権回収がなされたかどうかにかかわらず、債権は遺産分割の対象になる。遺産分割では、債権のうち回収された額は、債権回収にあたった相続人の相続分に充当され、回収されなかった分は、債権として相続人のいずれかに取得させることになる。

（1）「遺産」という用語を、民法は、「相続財産」と区別して、被相続人から見る場合に用い（道垣内弘人＝大村敦志『民

法解釈ゼミナール五　親族・相続』（有斐閣、一九九九）一三九頁）、民九〇六条以下の遺産分割の規定で使われている（中川善之助＝泉久雄『新版注釈民法（二六）相続（一）』六〇頁〔山畠正男〕（有斐閣、一九九三）参照）。

（2）最判平成八年一月二六日民集五〇巻一号一三二頁、最判平成一〇年三月二四日判時一六四一号八〇頁。

（3）最判昭和三〇年五月三一日民集九巻六号七九三頁、最判昭和三八年二月二一日民集一七巻一号二三五頁、最判昭和五〇年一一月七日民集二九巻一〇号一五二五頁。

（4）「遺産分割を合目的的に遂行するためには、遺産全体を一体として適当な仕方で管理しておくこと」が必要である（品川孝次「共同相続人間の遺産の管理をめぐる紛争」『家族法・家事審判の諸問題（別冊判タ八号）』（一九八〇）三三五頁）。

（5）遺産共有にある財産の管理については、限定承認の民九一八条、九二六条、相続放棄の九四〇条、財産分離の九四四条、九五〇条で規定されているのみで、一般規定はない。

（6）於保不二雄「共同相続における遺産の管理」『家族法体系Ⅶ相続（2）：中川善之助教授還暦記念』（有斐閣、一九六九）一〇五頁、島津一郎編『判例コンメンタール民法Ⅴ』一四四頁〔山畠正男＝神田孝夫〕（三省堂、一九七八）一四四頁、高木多喜男『口述相続法』（成文堂、一九八八）二三七～二三八頁参照。

（7）大判大正九年一二月二二日民録二六輯二〇六二頁、最判昭和二九年四月八日民集八巻四号八一九頁、最判昭和三〇年五月三一日民集九巻六号七九三頁。

（8）梅謙次郎『民法要義巻之五相続編』（復刻版）（有斐閣、一九八四）一一三頁、牧野菊之助『日本相続法論』（巌松堂、一九〇九）一八〇頁、柳川勝二『日本相続法註釈上』（巌松堂、一九一八）五四六、五五〇頁、中川善之助著者代表『註解相続法』一〇八頁〔島津一郎〕（法文社、一九五一）、柚木馨「共同相続財産の法的性質」『家族法体系Ⅵ相続（1）：中川善之助教授還暦記念』（有斐閣、一九六〇）一六九～一七〇頁も同様に解している。また、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法（二七）相続（一）』五頁〔石近健男〕（有斐閣、二〇〇〇）、潮見佳男『相続法〔第二版〕』（弘文堂、二〇〇五）八二頁参照。

（9）鈴木祿弥『相続法講義改訂版』（創文社、一九九六）二〇〇頁。また、甲斐道太郎「金銭債権の相続」家族法判例百選新版増補（別冊ジュリ四〇号）二一四頁は、判例が当然分割の考えをとっても不都合でない事案であるとの指摘をされ

ている。

(10) 最判平成一六年四月二〇日判時一八五九号六一頁。

(11) 最判平成一六年四月二〇日前掲注(10)は「共同相続人の一人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害をうけた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができる」と判示した。最判平成一六年一〇月二六日判時一八八六号六四頁は、被相続人の預金債権について、払戻しを受けた相続人に対する他の相続人からの不当利得返還請求を、最判平成一七年七月一一日判時一九一一号九七頁は、払戻しを受けた相続人に対する銀行からの不当利得返還請求を認めている。

(12) 最判平成一七年九月八日民集五七巻七号一九三一頁。

(13) 可分債権を遺産分割の対象とする余地がないものとする審判例としては、福岡家審昭和三八年九月二一日家月一五巻二一号一七一頁、福岡家審昭和四一年一二月二八日家月一九巻四号一〇七頁、東京高決昭和五四年二月六日高民集三二巻一号一三頁がある。可分債権が原則として遺産分割の対象とならないとするものとしては、大阪高決昭和三一年一〇月九日家月八巻一〇号四三頁、神戸家尼崎支審昭和五〇年五月三〇日家月二八巻五号三八頁、東京家審昭和五二年九月八日家月三〇巻三号八八頁がある。

(14) 最判平成一七年九月八日前掲注(12)。

(15) 鷹巣信孝「共同相続財産の『二重の共有』論について（上）―共有と合有・補論3（上）」佐賀大学経済論集一八巻四号（一九九五）二三頁参照。

(16) 共有が継続している状態を規律する条文は、共同相続人の一人が相続権を第三者に譲渡した場合それを取り戻すことを認めた規定（当時の八四一条）、相続人の債権者が遺産を構成する不動産のその相続人の持分を差し押さえることを禁ずる規定（当時の二二〇五条）、遺産の一部又は全部を売却する際に売却物の取戻しを留保することに関する規定（一六六七条及び一六七一条）のみであった。なお、八四一条及び二二〇五条は一九七六年の法律により削除された。

(17) H. Capitant, *L'indivision héréditaire*, Rev. crit., 1924, p. 20.

(18) 一九世紀後半以降註釈学派が衰退し、二〇世紀に入る頃、科学学派により、裁判官の下す判決が自由な法発見のため

の重要な機能とされた（山口俊夫『概説フランス法上』（東京大学出版会、一九七八）一〇八～一〇九頁参照）。

(19) Capintat, supra note (17), p. 21.

(20) フランス一九世紀の共有理論については、来栖三郎「共同相続財産に就いて―特に合有論の批判を兼ねて（三）法協五六巻五号（一九三八）九一二頁、有地亨「共同相続関係の法的構造（一）」民商五〇巻六号（一九六四）八三五頁、丸山茂「共同相続財産の包括性に関する一考察」九大法学四二号（一九八一）一六三頁の研究がある。

(21) F. Terré et P. Simler, *Droit civil, Les biens*, 6e éd., Dalloz, 2002, n° 558. ただし、特定された複数の財産と包括的積極財産は限りなく近く、また、夫婦共通財産の解消は意思によりなされるので《indivision》に常に意思が介在していないとも言えず、《indivision》と《propriété》の区別は完全に明確であるわけではないとも説明されている。なお、来栖・前掲注(20)九一六～九一七頁、稲本洋之助「《indivision》の制度的変遷について」山口俊夫編『野田良之先生古稀記念―東西法文化の比較と交流』（有斐閣、一九八三）四五三～四五四頁参照。

(22) フランスの一九世紀の共有理論から二〇世紀の展開については、山田誠一「共有者間の法律関係（三）（四・完）―共有法再構成の試み」法協一〇二巻三号（一九八五）四九二頁、一〇二巻七号（一九八五）一二九二頁の研究がある。

(23) Loi n° 76-1286 du 31 déc. 1976 relative à l'organisation de l'indivision (JO, Lois et décrets, 1977, pp. 19 à 23).

(24) 一九七六年の法律に関する研究には、稲本・前掲注(21)四五一頁、丸山・前掲注(20)一六三頁がある。

(25) 可分債権に関する研究としては、谷口知平「可分債権と共同相続による分割承継」民商三一巻三号（一九五五）五八頁、品川孝次「遺産『共有』の法律関係」小山昇＝山畠正男＝小石寿男＝日野原昌編『遺産分割の研究』（判例タイムズ社、一九七三）二一～二六頁、伊藤進「預金債権、抵当権付債務と遺産分割」『家族法の理論と実務（別冊判タ八号）』（一九八〇）三三二頁、清水節「遺産分割の対象財産性1　可分債権」岡垣学＝野田愛子編『講座・実務家事審判法三　相続関係』（日本評論社、一九八九）一〇五頁、同「最近の遺産分割事件の実情（上）」公証八四号（一九八九）四六頁、日野忠和「金銭債権」野田愛子＝泉久雄責任編集『遺産分割・遺言一一五題―家庭裁判所制度四〇周年記念（判タ臨時増刊六八八号）』（一九八九）七一頁、松原正明「遺産分割の対象財産性―代償財産、遺産から生じた果実及び可分債権について―」家月四三巻四号（一九九一）一頁、同「遺産分割の対象となる財産の範囲と限界」川井健ほか編『講座現代家族法第五巻：島津一郎教授古稀記念』（日本評論社、一九九二）四七頁、同「遺産分割事件における可分債権の処理　遺産

分割事件の実体法上の諸問題（一）」判時一五一七号五頁、有地亨「遺産分割と債権、債務」法曹時報四五巻七号（一九九三）一頁、家月四五巻九号（一九九三）一頁、岡部喜代子「可分債権の遺産分割」法学研究七二巻一号（一九九九）四九八頁、米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続―当然分割帰属なのか―」相続法法制研究会編『相続法上の諸問題』（トラスト六〇、二〇〇三）一頁、岡部喜代子「可分債権は遺産分割手続き上いかに取り扱われるべきか」私法六七号（二〇〇五）一一八頁、小野幸二＝野口明宏＝笠原俊宏編『市民法と企業法の現在と展望　浅野裕司先生古稀祝賀論文集』（八千代出版、二〇〇五）二九頁がある。

(26)　遺産から生じる果実に関する研究としては、高木多喜男「遺産より生ずる果実と遺産分割」『実体法と手続法の交錯（下）山木戸克己教授還暦記念』（有斐閣、一九七八）三八九頁（『遺産分割の法理』（有斐閣、一九九二）一三頁所収）、橘勝二「相続開始後の遺産の変動と遺産分割」木川統一郎ほか編『新・実務民事訴訟講座8』（日本評論社、一九八一）一八七頁、高木多喜男「遺産分割より生ずる収益と遺産分割」明山和夫ほか編『現代家族法の課題と展望　太田武男先生還暦記念』（有斐閣、一九八二）二七七頁（『遺産分割の法理』五八頁所収）、久貴忠彦「相続開始後に遺産から生じた果実・収益と遺産分割」沼邊愛一ほか編『家事審判事件の研究2』（一粒社、一九八八）一二七頁、長秀之「相続開始後の賃料収入の処理」判時一五二〇号一二頁、清水節「遺産からの収益について―相続開始後の収益の分配―」ケース研究二一二号一五七頁、清水節「遺産分割の対象財産性7　遺産から生じた果実」岡垣学＝野田愛子編『講座・実務家事審判法三　相続関係』（日本評論社、一九八九）一九一頁、日野忠和「三五　遺産から生じた収益」野田愛子＝泉久雄責任編集『遺産分割・遺言一一五題―家庭裁判所制度四〇周年記念（判タ臨時増刊六八八号）』（一九八九）八八頁、松原・「遺産分割の対象財産性」前掲注(25)一頁がある。

(27)　恵与とは無償での財産処分を指し、贈与などの生存者間での恵与と、遺贈などの死亡を原因とする恵与がある（M. Grimaldi, *Droit civil, Successions*, Litec, 6e éd, 2001, n° 4）。フランス民法典第三編第一章で定められており、そのタイトルは「生存者間の贈与及び遺言」であったが、恵与はこれに限らないため（H., L. et J. Mazeaud, F. Chabas, *Leçons de droit civil*, t. 4, 2e vol., *Successions et Libéralités*, par L. et S. Leveneur, Montchrestien, 5e éd., 1999, n° 24）、二〇〇六年の法律ではより一般的に「恵与」と修正された。

(28)　Loi n° 2006-798 du 23 juin 2006 portant réforme des successions et des libéralités (JO, 24 juin 2006, p. 9513).

(29) Projet de loi portant réforme des successions et des libéralités, Exposé des motifs.

(30) Exposé des motifs, supra note (29). 例えば遺産分割の対象財産に関して、本稿Ⅰ Ⅱ（3）参照。

(31) 以下で条文をあげる場合には、フランス民法典の条文を指す。二〇〇六年の法律による条文には「新」をつける。条文訳は適宜本文又は注で示す。訳出にあたっては、田中周友ほか『現代外国法典叢書（一六）佛蘭西民法〔Ⅲ〕財産取得法（二）』（復刻版）（有斐閣、一九五六）、木村健助＝柳瀬兼助『現代外国法典叢書（一七）佛蘭西民法〔Ⅳ〕財産取得法（三）』（復刻版）（有斐閣、一九五六）、稲本洋之助ほか訳『フランス民法典―家族・相続関係』法務資料四三三号（法曹会、一九七八）、松川正毅「遺産分割と遡及効」占部洋之ほか編『現代民法学の理論と実務の交錯：高木多喜男先生古稀記念』（成文堂、二〇〇一）二九九頁を参照している。

(32) Cf. Cass. civ. 3e, 16 avr. 1986 : Bull. civ. III, n° 45, p. 35 ; JCP 1986. IV. 172.

(33) F. Terré, P. Simler et Y. Lequette, *Droit civil, Les obligations*, 9e éd., 2005, n° 1265.

(34) なお、二〇〇六年の法律により同趣旨の内容は新八二五条に定められた。本稿Ⅰ Ⅱ（3）参照。

(35) 松川・前掲注(31)三〇一頁注(2)。

(36) 八八三条一項は「共同相続人は割当分に含まれているすべての財産、又は換価処分によってその者が得たすべての財産を、単独で直接に相続したものとみなされ、さらに相続財産の他の財産の所有権をまったく取得しなかったものとみなされる」と定めている。

(37) Grimaldi, supra note (27), n° 916 ; M. Grimaldi, *Droit patrimonial de la famille*, Dalloz-Sirey, 2001, par F.-X. Testu, n° 1864.

(38) 稲本洋之助「相続分割の効果」フランス判例百選（別冊ジュリ二五号）（一九六九）九〇頁でも紹介されている。

(39) T. Huc, *Commentaire théorique et pratique du Code civil*, F. Pichon, t. V, n° 448.

(40) C. Aubry et C. Rau, *Cours de Droit civil français*, Cosse, Marchal, t. VI, 4e éd., § 635.

(41) C. Aubry et C. Rau, *Cours de Droit civil français*, Cosse, Marchal, t. X, 5e éd., § 635 ; C. Demolombe, *Cours de Code civil*, t. XVII, n^{os} 290 à 294.

(42) Cass. req., 9 nov. 1847 : DP 1848. I. 189 ; Cass. req., 23 févr. 1864 : DP 1864. I. 477 ; Cass. civ., 4 déc. 1866 : DP

1866. I. 470 ; Cass. civ., 29 mars 1886 : DP 1886. I. 329.

(43)　判例の変遷については松川・前掲注(31)三一七頁で紹介されている。また、柚木馨「共同相続財産の法的性質」『家族法体系Ⅵ相続（1）：中川善之助教授還暦記念』（有斐閣、一九六〇）一五七頁参照。

(44)　Cass. ch. réun., 5 déc. 1907 : D. 1908. I. 113. 本判決の評釈として稲本・前掲注(38)八八頁がある。

(45)　Cass. req., 2 juin 1908 : D. 1909. I. 14 ; S. 1909. I. 196.

(46)　Cass. req., 13 janv. 1909 : D. 1911. I. 435 ; S. 1911. I. 441, note Naquet.

(47)　フランス法における別居は法律上の制度であり、婚姻を解消せずに、同居義務を終了させるという効果が生じる（一九九条）。

(48)　一四七六条一項は民法典制定当時は「さらに、共通財産の分割は、分割の方式、不動産の競売をなすべきときはその競売、分割の効果、分割によって生ずる担保責任及び清算金に関するすべてについて、『相続』の章において共同相続人間の遺産分割について定められた規定にしたがう」と定めており、夫婦共通財産の分割についてフランス民法典第三編第一章「相続」を準用することを明らかにしている。ただし、条文自体は、一九六五年七月十三日の法律五七〇号により「分割の方式、不分割の維持及び優先分与、財産の換価処分、分割の効果、担保責任ならびに清算金に関するすべてについて」と改められた。

(49)　可分債権に適用される一二一〇条はフランス民法典第三編第三章に含まれ、一四七六条は第三編第一章「相続」の規定を準用すると定めているので、準用の対象とはならないようにみえるが、一二一〇条も相続の規定の一つとして、夫婦共通財産に含まれる債権債務の分割に適用されると解されている（La note de Naquet sous Cass. req., 13 janv. 1909, S. 1911. I. 441）。

(50)　原語は《liquidation》であり、遺産分割の対象となる財産体を明らかにするための作業を指す。山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、二〇〇二）三四三頁該当箇所にしたがい「清算」との訳語をあてるが、遺産に含まれるマイナスの財産をプラスの財産で弁済することを指すのではない。

(51)　本判決で適用された条文は次の通りである。八八三条については前掲注(36)参照。

八二九条「各共同相続人は、後に定める規則にしたがって、その者に対しておこなわれた贈与及びその者が債務者となっ

ている金額を財産体に持ち戻す。」

一四七四条「夫婦双方の全ての先取控除が財産体においてなされた後、残余財産を夫婦又はその代理人間で二分の一ずつに分割する。」

一八七二条「相続財産の分割、分割の方法及びそこから生じる共同相続人間の義務に関する規定は、社員間の分割に準用する。」

ただし、八二九条は二〇〇六年の法律により改正され、債務の持戻しについては新八六四条に規定されている。本稿Ⅱ（3）参照。一四七四条は一九六五年七月十三日の法律により「共通財産からの先取控除は分割の実行となる。先取控除は、それを行使する夫婦に、共通財産の債権者に優先するいかなる権利も付与しない。（以下省略）」と改正され、一八七二条に定められていた社員間の分割は現在では一八四四条の九で詳細に規定されている。

(52) とりわけ有名なのは離婚法で、離婚を認めた一八四年七月二十七日の法律は《loi Naquet》と呼ばれる。

(53) La note de Naquet, supra note (49).

(54) Capitant, supra note (17), pp. 23 à 24.

(55) Capitant, supra note (17), p. 24.

(56) Cass. civ. Ire, 10 févr. 1981 : JCP 1982. II. 19786 ; Cass. civ. Ire, 11 oct. 1988 : Bull. civ. I, n° 285, p. 194 ; RTD civ. 1989. 542, obs. Mestre.

(57) Grimaldi, *Successions*, supra note (27), n° 917.

(58) 一九七六年の法律により創設された八一五条の三第一項は「共有財産に関する管理行為及び処分行為には、全ての共有者の同意を必要とする。共有者は、その一人又は数人に管理の包括委任を与えることができる。」と定めており、全ての管理行為に全員の同意を要求していた。しかし、全員の同意を得ることは実務的には困難で、共有者の中に怠惰な者がいる場合等に、管理状態が悪化したり、裁判沙汰にならざるを得なくなったりしていたため、管理に関する規定の緩和が望まれていた（Exposé des motifs, supra note (29) ; A. Delfosse et J.-F. Pénigue1, *Réforme des successions et des libéralités*, JCP ed. N, 2005. 1378, Fiche 13 ; Cf. *Adaptation et modernisation du droit des successions*, JCP 2005, Actualité 382, 3-c）。二〇〇六年の法律はこのような事情を受けて、管理行為のうち三分の二の多数決で有効となる種類の行為を定めた。

遺産の管理に関する重要な法改正である。新八一五条の三は次のとおりである。

新八一五条の三「一人又は数人の共有者は、共有財産の三分の二以上の権限があれば、この多数決によって以下の行為をなすことができる。

一　共有にある財産に関する管理行為をなすこと

二　一人または数人の共有者あるいは第三者に対して管理の包括委任を与えること

三　共有財産の債務および負担を弁済するために共有にある動産を売却すること

四　農業、商業、工業、手工業に使用される不動産を対象とする場合を除く賃貸借を締結しまたは更新すること

これらの共有者は他の共有者に行為に関する情報を提供する義務を負う。そうでなければ、なされた決定は他の共有者に対抗することができない。

ただし、共有にある財産の通常の経営に属さない全ての行為及び三号を除く全ての処分行為については、全ての共有者の同意が必要である。（以下省略）」

(59) Grimaldi, *Successions*, supra note (27), n° 917.

(60) Cass. civ. Ire, 11 oct. 1988 : supra note (56).

(61) 共有中の管理行為に関する規定は次のとおりである。八一五条の三は前掲注(58)参照。

八一五条の四第一項「共有者の一人がその意思を表明することができない場合には、裁判所は、他の者に、一般的な方法で、又は一定の特定の行為についてその者を代理する権限を付与することができる。（以下省略）」

同条第二項「法定の権限、委任又は裁判所による授権がない場合には、共有者の一人が他の者を代理しておこなった行為は、事務管理の規定にしたがってその者に対して効果を有する。」

八一五条の五第一項「共有者は、他の共有者の（同意の）拒否が共通の利益を危険にさらす場合には、その者の同意を必要とする行為を単独でおこなうことができるよう、裁判所から許可を受けることができる。」

(62) P. Malaurie, *Droit civil, Les successions, les libéralités*, Defrénois, 2004, n° 1003. フランス法での遡及効の役割につき、松川・前掲注(31)二九九頁参照。

(63) Grimaldi, *Successions*, supra note (27), n^{os} 917 et 924.

(64) Grimaldi, *Successions*, supra note (27), n° 862.

(65) 二〇〇六年の法律により同趣旨の内容が新八六九条に定められた。本稿Ⅰ－Ⅱ（3）参照。

(66) 以下の説明は、Mazeaud, supra note (27), n° 1686 を参照した。

(67) Cass. civ., 17 nov. 1936 : DH 1937. 3 ; Cass. civ. 1re., 26 mars 1974 : D. 1975. J. 41, note Sortais ; JCP 1975. II. 17970, note Dagot.

(68) Cass. civ. 1re., 30 juin 1998 : Bull. civ. I, n° 234, p. 161 ; JCP 1999. I. 132, n° 2, obs. Le Guidec ; Dr. fam. 1998, n° 161, note Beignier.

(69) Capitant, supra note (17), p. 24.

(70) 八一九条は「各共同相続人は、後に定める規則にしたがって、その者に対しておこなわれた贈与及びその者が負っている金額を財産体に持ち戻す」と規定しており、贈与の持戻しと債務の持戻しが並記されていた。

(71) Cass. civ. 1re., 29 juin 1994 : Bull. civ. I, n° 233, p. 169 ; D. 1995. 88, note Grimaldi ; JCP 1995. I. 3876, n° 5, obs. Le Guidec ; JCP éd. N., 1995. II. 1745, note Pillebout ; RTD civ. 1995. 161, obs. Patarin ; GAJC 11e éd., n° 106-107 (II).

(72) フランスでは、今日では、嫡出子と自然子の区別が言葉の上でさえもなくなっている（Ordonnance n° 2005-759 du 4 juill. 2005 portant réforme de la filiation）。

(73) Observation de Patarin sous Cass. civ. 1re., 29 juin 1994, RTD civ. 1995. 161.

(74) Mazeaud, supra note (27), n° 1660.

(75) Rapport n° 343 de M. Henri de Richemont, fait au nom de la commission des lois, déposé le 10 mai 2006, Section I, Sous-section 1, Paragraphe 2, Art. 825 (p. 160).

(76) 前掲注(51)及び注(70)参照。

(77) Rapport n° 343, supra note (75), Section I, Sous-section 1, Paragraph 1 et Art. 864 (p. 185).